

令和2年度 第6回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和2年12月18日(金)

午後6時から

場 所：板倉コミュニティプラザ

201・202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報 告

(1) 地域協議会会長会議について(資料1)

(2) 板倉区の路線バスの再編について(資料2-1～3)

(3) やすらぎ荘の営業日の変更について(当日配布)

5 協 議

・令和3年度地域活動支援事業について

6 その他

・地域協議会だよりの発行について

・光ヶ原高原ファン倶楽部の報告について

・第4次上越市公の施設の適正配置計画(案)について(光ヶ原高原関連施設等)

7 閉 会

・次回(第7回板倉区地域協議会) 月 日() 午後6時～

板倉コミュニティプラザ

令和2年12月18日
第6回板倉区地域協議会
資料1

地域協議会会長会議 次第

と き 令和2年11月25日(水)
午後2時から

ところ 直江津学びの交流館
イベントホール

1 開会

2 あいさつ

3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)

4 意見交換

…

意見交換 実施シート

* 3グループに分かれての意見交換

* 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

5 連絡事項

(1) 令和3年度 地域活動支援事業について …

資料1

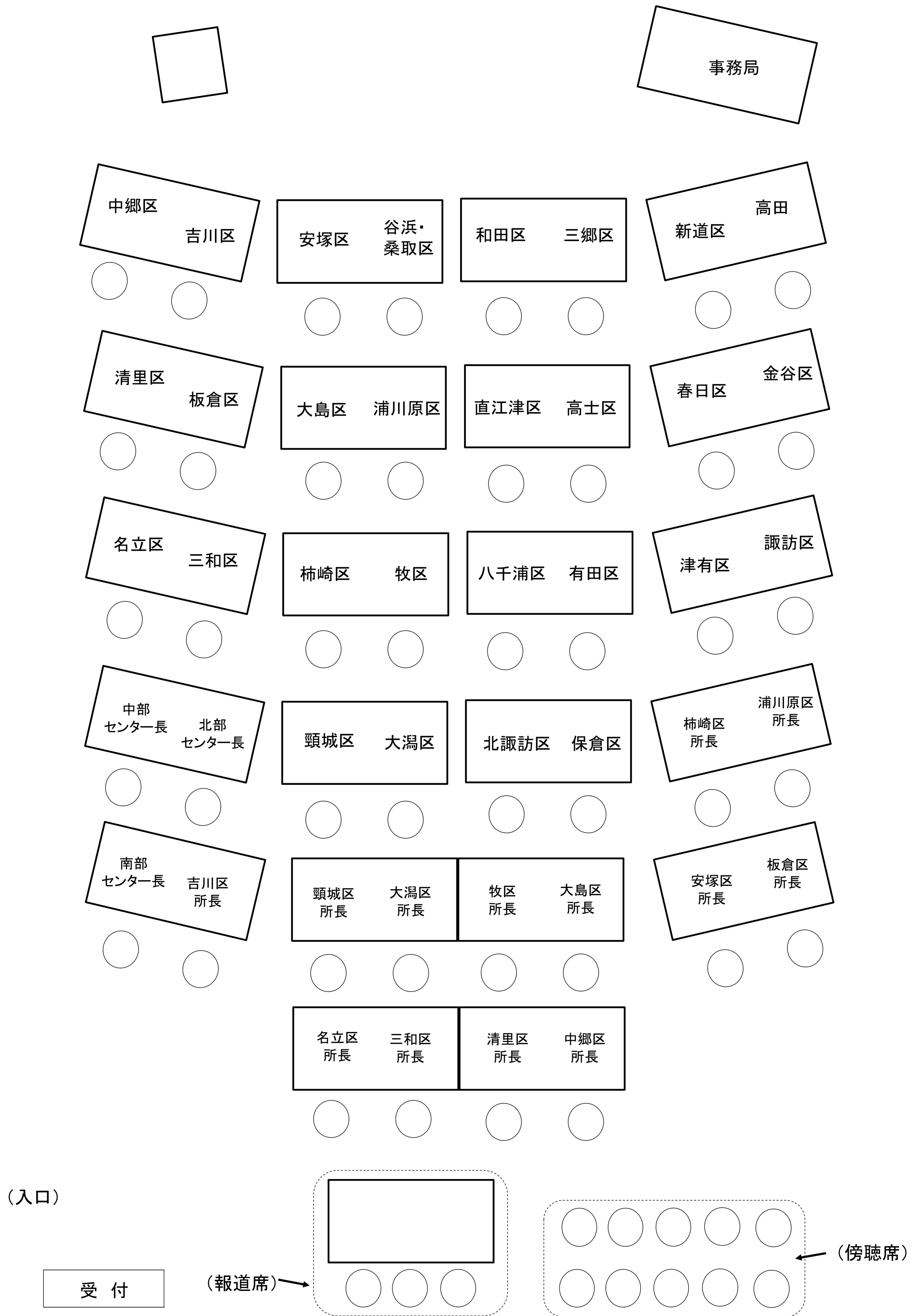
6 閉会

令和2年11月25日開催 地域協議会会長会議

地域協議会	氏名	役職	意見交換グループ	会場
高田区地域協議会	本城 文夫	会長	A	多目的ホールA
新道区地域協議会	船崎 聡	会長	A	多目的ホールA
金谷区地域協議会	村田 敏昭	会長	B	多目的ホールB
春日区地域協議会	太田 一巳	会長	B	多目的ホールB
諏訪区地域協議会	川上 久雄	会長	C	イベントホール
津有区地域協議会	藤本 孝昭	会長	A	多目的ホールA
三郷区地域協議会	竹内 浩行	会長	C	イベントホール
和田区地域協議会	有坂 正一	会長	C	イベントホール
高士区地域協議会	青木 正紘	会長	B	多目的ホールB
直江津区地域協議会	中澤 武志	会長	A	多目的ホールA
有田区地域協議会	熊木 敏夫	会長	C	イベントホール
八千浦区地域協議会	仲田 紀夫	会長	B	多目的ホールB
保倉区地域協議会	丸山 隆夫	会長	C	イベントホール
北諏訪区地域協議会	白木 朝雄	会長	A	多目的ホールA
谷浜・桑取区地域協議会	坪田 剛	会長	B	多目的ホールB
安塚区地域協議会	松苗 正二	会長	C	イベントホール
浦川原区地域協議会	藤田 宏禎	会長	B	多目的ホールB
大島区地域協議会	丸田 新一	会長	A	多目的ホールA
牧区地域協議会	西山 新平	会長	C	イベントホール
柿崎区地域協議会	吉井 一寛	会長	C	イベントホール
大潟区地域協議会	君波 豊	会長	B	多目的ホールB
頸城区地域協議会	上村 闔一	副会長	A	多目的ホールA
吉川区地域協議会	山岸 晃一	会長	A	多目的ホールA
中郷区地域協議会	高橋 京子	副会長	B	多目的ホールB
板倉区地域協議会	平井 達夫	会長	C	イベントホール
清里区地域協議会	古澤 文夫	会長	A	多目的ホールA
三和区地域協議会	小林 則子	副会長	C	イベントホール
名立区地域協議会	原田 秀樹	会長	B	多目的ホールB

(敬称略)

地域協議会会長会議 会場図(イベントホール)



これからのまちづくりと地域自治

■ 自治って何だろう

- 自治って何だろう
- 自治を構成するもの
- 市役所、市議会の原点 … 市の職員に徹底したいこと
- 住民自治と団体自治
- 二元代表制

■ 基礎自治体における自治

- 市民の自覚
- 議会の役割
- 行政の責務
- 公助と共助

■ 私たちの歩み

■ 私たちが合併でめざしたこと

- 今一度、私たちのまちの合併を振り返る
- 新しい自治体のあるべき姿

- 新しい自治の仕組み … 地域協議会と住民組織

■ これからのまちづくりで大切にしたいこと

- まちづくりの方向性

- それを実現していく仕組み

1 実施方法

メモ

- ① 3 グループに分かれていただきます。出席者名簿で所属するグループをご確認ください。
- ②グループごとに互選で「進行係」と「報告係」を選出します。
「進行係」(会の進行を行います) … _____
「報告係」(意見交換の内容を全体会で報告いただきます) … _____
- ③意見交換を行ってください。時間は 50 分程度です。
- ④全体会に戻り、「報告係」から各グループでの意見交換の概要を報告いただきます。(1 グループ 5 分程度)

2 意見交換

- 委員の改選により新たな地域協議会となったことを踏まえ、各地域協議会において、現在及び今後の活動内容、会議を運営する上で課題となっていること、地域の課題を把握するために取り組んだ(取り組む)ことなどについて、意見交換、情報交換をお願いします。

メモ

テーマ _____

令和 3 年度地域活動支援事業について（案）

※令和 3 年度の地域活動支援事業の概要は、令和 2 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 3 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

<p>1 趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 運用方針</p> <p>(3) 審査</p> <p>2 各区への配分額</p> <p>(1) 総事業費</p> <p>(2) 配分額</p> <p>(3) 残額の取扱い</p> <p>3 今後の主なスケジュール</p>	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>(4) 補助率・限度額の設定</p> <p>5 事業の実施手順等</p> <p>(1) 採択方針の取扱い</p> <p>(2) 事業提案書の受付</p> <p>(3) 提案事業の審査</p> <p>(4) 事業の紹介・公表</p>
---	---

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1 億 8,000 万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2 月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点

<共通審査の項目と視点>

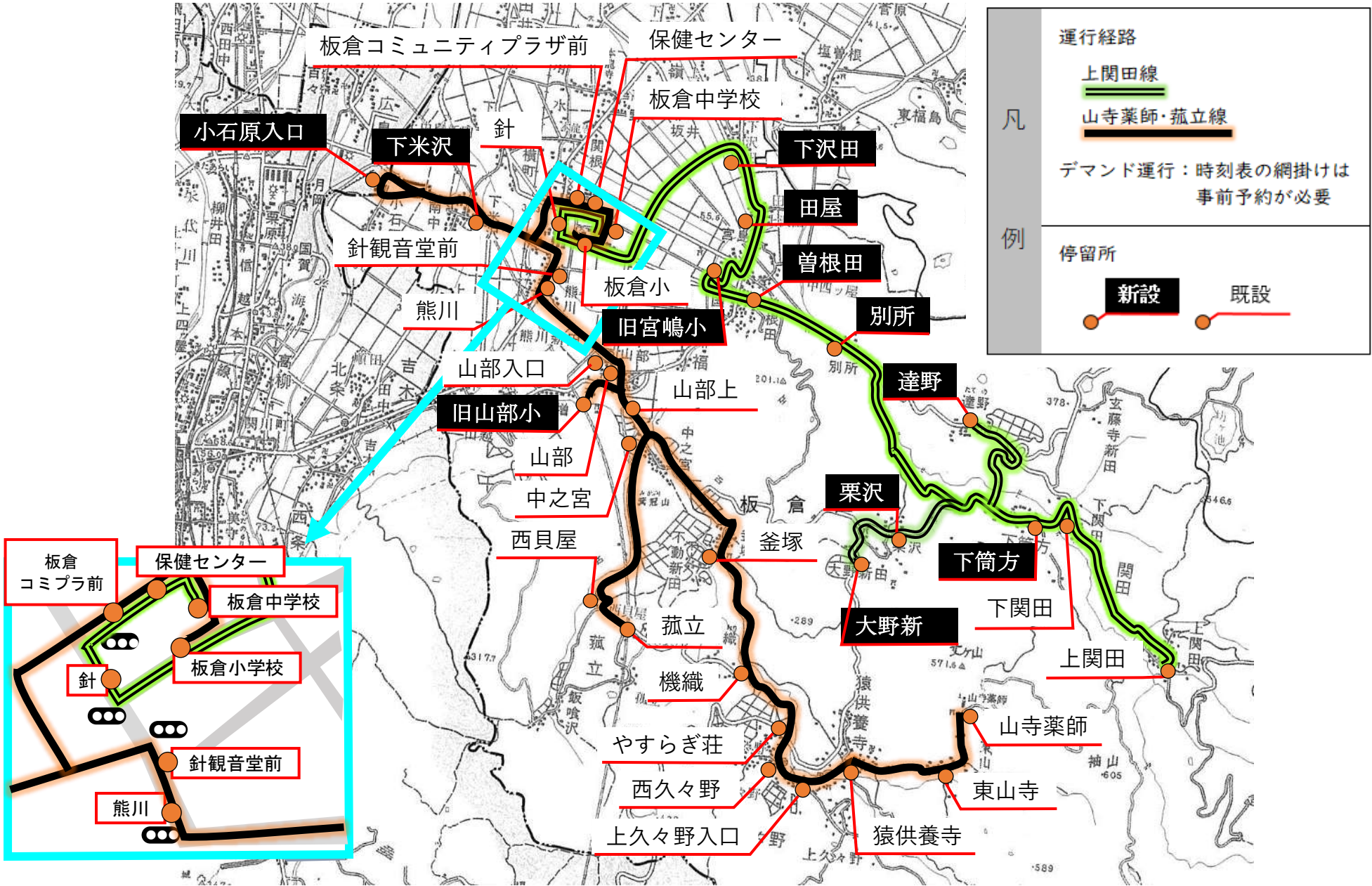
審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。

市営バス 運行経路・バス停留所位置図



板倉区 自家用有償旅客運送 運賃表

種 類		対価の額	適用方法
普通旅客運賃		大人 200 円（中学生以上） 小児 100 円（小学生） 未就学児は無賃	・ 1 回の乗車に適用
定期旅客運賃	市営バス学生定期乗車券	大人 1 か月定期券 往復定期 7,680 円 片道定期 3,840 円 3 か月定期券 往復定期 21,890 円 片道定期 10,950 円 6 か月定期券 往復定期 41,470 円 片道定期 20,740 円 小児 1 か月定期券 往復定期 3,840 円 片道定期 1,920 円 3 か月定期券 往復定期 10,950 円 片道定期 5,480 円 6 か月定期券 往復定期 20,740 円 片道定期 10,370 円	・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条に規定する各種学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 23 条に規定する小学校、中学校の通学者が適用 ・ 有効期間は、次のとおりで、乗車回数を限定しない 【1 か月定期券】1 か月定期券の利用を開始する日から 1 か月 【3 か月定期券】3 か月定期券の利用を開始する日から 3 か月 【6 か月定期券】6 か月定期券の利用を開始する日から 6 か月
割引運賃	スクールバス通学証割引	無賃	・ 小学校児童又は中学校生徒がスクールバス通学証を提示し登下校のために利用する場合に適用
	身体障害者割引 知的障害者割引 精神障害者割引 児童福祉法適用者割引	普通旅客運賃の 5 割引 定期旅客運賃（市営バス学生定期乗車券）の 5 割引 （10 円未満の数字は四捨五入）	・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は児童福祉法の適用を受けている方及びその介護人又は付添人に適用

市営バス時刻表（案） 上関田線

板倉中学校行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	全停留所	平日						土日祝及び8/15・16、12/29-1/3 (元旦運休)					
		7:24	8:30	11:23	13:35	15:46	17:05	7:21	8:30	11:23	13:35	15:46	17:25
	上関田	7:24	8:30	11:23	13:35	15:46	17:05	7:21	8:30	11:23	13:35	15:46	17:25
	下関田	7:29	8:35	11:28	13:40	15:51	17:10	7:26	8:35	11:28	13:40	15:51	17:30
	下筒方	7:31	8:37	11:30	13:42	15:53	17:12	7:28	8:37	11:30	13:42	15:53	17:32
	達野	↓	8:42	11:35	13:47	↓	17:17	7:33	8:42	11:35	13:47	15:58	17:37
	大野新田	7:36	8:49	11:42	13:54	↓	17:24	7:40	8:49	11:42	13:54	16:05	17:44
	栗沢	↓	8:51	11:44	13:56	↓	17:26	7:42	8:51	11:44	13:56	16:07	17:46
可	別所	7:43	8:57	11:50	14:02	15:58	17:32	7:48	8:57	11:50	14:02	16:13	17:52
可	曾根田	7:45	8:59	11:52	14:04	16:00	17:34	7:50	8:59	11:52	14:04	16:15	17:54
可	旧宮嶋小学校	7:49	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
可	田屋	7:51	9:02	11:55	14:07	↓	17:37	7:53	9:02	11:55	14:07	16:18	17:57
可	下沢田	7:52	9:03	11:56	14:08	↓	17:38	7:54	9:03	11:56	14:08	16:19	17:58
可	板倉小学校	7:56	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	針	↓	9:09	12:02	14:14	16:04	17:44	8:00	9:09	12:02	14:14	16:25	18:04
	板倉コミュニティプラザ前	8:00	9:10	12:03	14:15	16:05	17:45	8:01	9:10	12:03	14:15	16:26	18:05
	<u>新井・板倉線へ乗換</u>	<u>8:01発</u>	<u>9:30発</u>	<u>12:20発</u>	<u>14:30発</u>	<u>16:45発</u>	<u>18:08発</u>	<u>8:01発</u>	<u>9:30発</u>	<u>12:08発</u>	-	<u>17:00発</u>	<u>18:08発</u>
	保健センター	↓	9:11	12:04	14:16	16:06	17:46	8:02	9:11	12:04	14:16	16:27	18:06
	板倉中学校	8:02	9:12	12:05	14:17	16:07	17:47	8:03	9:12	12:05	14:17	16:28	18:07

※上関田線、山寺薬師・菰立線では、時刻の背景が白いバスはスクールバスとして運行するため、上関田線の始発では最大**35**人、山寺薬師・菰立線の始発では最大**40**人の小中学生が乗車します。(定員45人) 一般の方は、残りの席に乗車いただきます。

※時刻の背景が網掛けの便(デマンド便)は、乗車する便の始発1時間前までに電話予約が必要です。(土日祝の上関田7:21発の便および土日祝の山寺薬師

市営バス時刻表（案） 上関田線

上関田行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	全停留所	平日					土日祝及び8/15・16、12/29-1/3 (元旦運休)				
	板倉中学校	10:32	12:45	14:53	16:12	18:02	10:32	12:45	14:58	16:35	18:12
	保健センター	10:33	12:46	14:54	16:13	18:03	10:33	12:46	14:59	16:36	18:13
	新井・板倉線から乗換 板倉コミュニティプラザ前	<u>10:32着</u>	<u>12:34着</u>	<u>14:17着</u>	<u>15:20着</u>	<u>18:02着</u>	<u>10:32着</u>	<u>12:45着</u>	-	-	<u>17:57着</u>
	針	10:34	12:47	14:55	16:14	18:04	10:34	12:47	15:00	16:37	18:14
	針	10:35	12:48	14:56	16:15	18:05	10:35	12:48	15:01	16:38	18:15
可	板倉小学校	↓	↓	14:58	16:17	↓	↓	↓	↓	↓	↓
可	下沢田	10:41	12:54	15:04	16:23	18:11	10:41	12:54	15:07	16:44	18:21
可	田屋	10:43	12:56	15:06	16:25	18:13	10:43	12:56	15:09	16:46	18:23
可	旧宮嶋小学校	↓	↓	15:08	16:27	↓	↓	↓	↓	↓	↓
可	曾根田	10:46	12:59	15:11	16:30	18:16	10:46	12:59	15:12	16:49	18:26
可	別所	10:48	13:01	15:14	16:33	18:18	10:48	13:01	15:14	16:51	18:28
	栗沢	10:54	13:07	15:20	16:39	18:24	10:54	13:07	15:20	16:57	18:34
	大野新田	10:56	13:09	15:22	16:41	18:26	10:56	13:09	15:22	16:59	18:36
	達野	11:03	13:16	15:29	16:48	18:33	11:03	13:16	15:29	17:06	18:43
	下筒方	11:08	13:21	15:34	16:53	18:38	11:08	13:21	15:34	17:11	18:48
	下関田	11:10	13:23	15:36	16:55	18:40	11:10	13:23	15:36	17:13	18:50
	上関田	11:15	13:28	15:41	17:00	18:45	11:15	13:28	15:41	17:18	18:55

市営バス時刻表（案） 山寺薬師・菰立線

板倉小学校行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	全停留所	平日						土日祝及び8/15・16、12/29-1/3 (元旦運休)					
	山寺薬師	-	8:44	11:20	13:43	15:45	17:10	7:15	8:44	11:20	13:43	15:45	17:25
	東山寺	-	8:45	11:21	13:44	15:46	17:11	7:16	8:45	11:21	13:44	15:46	17:26
	猿供養寺	7:20	8:49	11:25	13:48	15:50	17:15	7:20	8:49	11:25	13:48	15:50	17:30
	上久々野入口	↓	8:51	11:27	13:50	15:52	17:17	7:22	8:51	11:27	13:50	15:52	17:32
	西久々野	7:23	8:52	11:28	13:51	15:53	17:18	7:23	8:52	11:28	13:51	15:53	17:33
	やすらぎ荘	↓	8:53	11:29	13:52	15:54	17:19	7:24	8:53	11:29	13:52	15:54	17:34
	機織	↓	8:55	11:31	13:54	15:56	17:21	7:26	8:55	11:31	13:54	15:56	17:36
	釜塚	7:27	8:57	11:33	13:56	15:58	17:23	7:28	8:57	11:33	13:56	15:58	17:38
	菰立	7:35	9:05	11:41	14:04	↓	17:31	7:36	9:05	11:41	14:04	16:06	17:46
	西貝屋	7:36	9:06	11:42	14:05	↓	17:32	7:37	9:06	11:42	14:05	16:07	17:47
可	中之宮	↓	9:09	11:45	14:08	↓	17:35	7:40	9:09	11:45	14:08	16:10	17:50
可	山部上	7:41	9:10	11:46	14:09	16:02	17:36	7:41	9:10	11:46	14:09	16:11	17:51
可	旧山部小学校	7:43	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
可	山部	7:46	9:11	11:47	14:10	16:03	17:37	7:42	9:11	11:47	14:10	16:12	17:52
可	山部入口 (しみず屋前)	↓	9:12	11:48	14:11	16:04	17:38	7:43	9:12	11:48	14:11	16:13	17:53
	熊川	↓	9:14	11:50	14:13	16:06	17:40	7:45	9:14	11:50	14:13	16:15	17:55
	針観音堂前	↓	9:14	11:50	14:13	16:06	17:40	7:45	9:14	11:50	14:13	16:15	17:55
可	下米沢	↓	9:16	11:52	14:15	↓	17:42	7:47	9:16	11:52	14:15	16:17	17:57
可	小石原入口	7:52	9:19	11:55	14:18	↓	17:45	7:50	9:19	11:55	14:18	16:20	18:00
	板倉コミュニティプラザ前	7:59	9:25	12:01	14:24	16:08	17:51	7:56	9:25	12:01	14:24	16:26	18:06
	新井・板倉線へ乗換	8:01発	9:30発	12:20発	14:30発	16:45発	18:08発	8:01発	9:30発	12:08発	-	17:00発	18:08発
	保健センター	↓	9:26	12:02	14:25	16:09	17:52	7:57	9:26	12:02	14:25	16:27	18:07
	板倉中学校	8:01	9:27	12:03	14:26	16:10	17:53	7:58	9:27	12:03	14:26	16:28	18:08
	板倉小学校	8:03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市営バス時刻表（案） 山寺薬師・菰立線

山寺薬師行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	全停留所	平日					土日祝及び8/15・16、12/29-1/3 (元旦運休)				
	板倉小学校	-	-	14:52	16:15	-	-	-	-	-	
	板倉中学校	10:32	12:53	14:55	16:18	18:03	10:31	12:53	14:56	16:35	18:13
	保健センター	10:33	12:54	14:56	16:19	18:04	10:32	12:54	14:57	16:36	18:14
	<u>新井・板倉線から乗換</u>	<u>10:32着</u>	<u>12:34着</u>	<u>14:17着</u>	<u>15:20着</u>	<u>18:02着</u>	<u>10:32着</u>	<u>12:45着</u>	-	-	<u>17:57着</u>
	板倉コミュニティプラザ前	10:34	12:55	14:57	16:20	18:05	10:33	12:55	14:58	16:37	18:15
可	下米沢	10:37	12:58	15:00	16:23	18:08	10:36	12:58	15:01	16:40	18:18
可	小石原入口	10:40	13:01	15:03	16:26	18:11	10:39	13:01	15:04	16:43	18:21
	針観音堂前	10:44	13:05	15:07	16:30	18:15	10:43	13:05	15:08	16:47	18:25
	熊川	10:45	13:06	15:08	16:31	18:16	10:44	13:06	15:09	16:48	18:26
可	山部入口 (しみず屋前)	10:47	13:08	15:10	16:33	18:18	10:46	13:08	15:11	16:50	18:28
可	山部	10:48	13:09	15:11	16:34	18:19	10:47	13:09	15:12	16:51	18:29
可	旧山部小学校	↓	↓	15:12	16:35	↓	↓	↓	↓	↓	↓
可	山部上	10:49	13:10	15:16	16:39	18:20	10:48	13:10	15:13	16:52	18:30
可	中之宮	10:50	13:11	15:17	16:40	18:21	10:49	13:11	15:14	16:53	18:31
	西貝屋	10:53	13:14	15:20	16:43	18:24	10:52	13:14	15:17	16:56	18:34
	菰立	10:54	13:15	15:21	16:44	18:25	10:53	13:15	15:18	16:57	18:35
	釜塚	11:02	13:23	15:29	16:52	18:33	11:01	13:23	15:26	17:05	18:43
	機織	11:04	13:25	15:31	16:54	18:35	11:03	13:25	15:28	17:07	18:45
	やすらぎ荘	11:06	13:27	15:33	16:56	18:37	11:05	13:27	15:30	17:09	18:47
	西久々野	11:07	13:28	15:34	16:57	18:38	11:06	13:28	15:31	17:10	18:48
	上久々野入口	11:08	13:29	15:35	16:58	18:39	11:07	13:29	15:32	17:11	18:49
	猿供養寺	11:10	13:31	15:37	17:00	18:41	11:09	13:31	15:34	17:13	18:51
	東山寺	11:14	13:35	15:41	17:04	18:45	11:13	13:35	15:38	17:17	18:55
	山寺薬師	11:15	13:36	15:42	17:05	18:46	11:14	13:36	15:39	17:18	18:56

島田線 時刻表 (案)

高田駅前行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	主な停留所	平日					元日 運休	土日祝及び8/15・16、 12/29-1/3		
		7:02	9:04	12:00	13:38	16:56		8:00	9:35	14:17
可	曾根田									
	針									
	板倉コミュニティプラザ前								12:00	14:22
可	横町								の 便 を 廃 止	14:25
可	戸狩西									14:30
可	稲増									14:33
	医療センター病院			↓	↓	↓	↓	↓		↓
	高田駅前									

【見直し内容】

- ①土日祝の曾根田発12:00の便を廃止
- ②土日祝の便全体を市営バスとの接続を考慮したダイヤに変更

曾根田行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	主な停留所	平日					元日 運休	土日祝及び8/15・16、 12/29-1/3		
		8:00	11:10	12:50	15:50	17:55		8:49	12:15	16:00
	高田駅前案内所									
	医療センター病院									
可	稲増								11:10	16:20
可	戸狩西								の 便 を 廃 止	16:21
可	横町									16:27
	板倉コミュニティプラザ前									16:30
	針									16:31
可	曾根田									16:35

【見直し内容】

- ①土日祝の高田駅前発11:10の便を廃止
- ②土日祝の便全体を市営バスとの接続を考慮したダイヤに変更

三針線 時刻表 (案)

清里区総合事務所前行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	主な停留所	平日 (8/15・16、12/29-1/3は全便運休)				
			<u>12:34着</u>	<u>15:20着</u>	<u>17:18着</u>	<u>19:19着</u>
	<i>新井・板倉線から乗換</i> 板倉コミュニティプラザ前	8:05 の 便 を 廃 止	13:32	15:20	17:20	19:19
	関根入口		13:33	15:21	17:21	19:20
	高野		13:34	15:22	17:22	19:21
	長嶺		13:36	15:24	17:24	19:23
	四ツ屋		13:38	15:26	17:26	19:25
可	下稲塚		13:40	15:28	17:28	19:27
可	岡野町		13:42	15:30	17:30	19:29
	清里区総合事務所前		13:44	15:32	17:32	19:31

【見直し内容】

①板倉コミュニティプラザ発8:05の便を廃止

板倉コミュニティプラザ行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

自由乗降	主な停留所	平日 (8/15・16、12/29-1/3は全便運休)				
	清里区総合事務所前	7:32	8:26	13:48	15:34	17:45
可	岡野町	7:33	8:27	13:49	15:35	17:46
可	下稲塚	7:35	8:29	13:51	15:37	17:48
	四ツ屋	7:36	8:30	13:52	15:38	17:49
	長嶺	7:38	8:32	13:54	15:40	17:51
	高野	7:40	8:34	13:56	15:42	17:53
	関根入口	7:42	8:36	13:58	15:44	17:55
	板倉コミュニティプラザ前	7:43	8:37	13:59	15:45	17:56
	<i>新井・板倉線へ乗換</i>	<u>7:43発</u>	<u>9:30発</u>	<u>14:30発</u>	<u>15:50発</u>	<u>18:08発</u>

【見直し内容】

①清里区事務所前発8:21の便を通学時間に考慮した上で、バスの折返し時間を確保するため8:26発に変更

新井・板倉線 時刻表 (案)

けいなん総合病院・新井バスターミナル行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

主な停留所	平日												土日祝及び8/15・16、12/29-1/3 (元日運休)						
	<u>上関田線から乗換</u> <u>山寺薬師・菰立線から乗換</u> 板倉コミュニティプラザ前 針 熊川 吉増 吉木 諏訪町 新井バスターミナル けいなん総合病院	7:01 の 便 を 廃 止	-	<u>8:00着</u>	<u>9:10着</u>	-	<u>12:03着</u>	<u>14:15着</u>	-	<u>16:26着</u>	-	<u>18:06着</u>	-	<u>8:01着</u>	<u>9:10着</u>	<u>12:03着</u>	-	<u>16:26着</u>	17:35 の 便 を 廃 止
-	<u>7:59着</u>		<u>9:25着</u>	-	<u>12:01着</u>	<u>14:24着</u>	-	<u>16:27着</u>	-	<u>18:08着</u>	-	<u>7:56着</u>	<u>9:25着</u>	<u>12:01着</u>	-	<u>16:26着</u>	<u>18:06着</u>		
7:43	8:01		9:30	11:38	12:20	14:30	15:50	16:45	17:20	18:08	18:48	8:01	9:30	12:08	13:40	17:00	18:08		
7:44	8:02		9:31	11:39	12:21	14:31	15:51	16:46	17:21	18:09	18:49	8:02	9:31	12:09	13:41	17:01	18:09		
7:46	8:04		9:33	11:41	12:23	14:33	15:53	16:48	17:23	18:11	18:51	8:04	9:33	12:11	13:43	17:03	18:11		
7:48	8:06		9:35	11:43	12:25	14:35	15:55	16:50	17:25	18:13	18:53	8:06	9:35	12:13	13:45	17:05	18:13		
7:51	8:09		9:38	11:46	12:28	14:38	15:58	16:53	17:28	18:16	18:56	8:09	9:38	12:16	13:48	17:08	18:16		
7:54	8:12		9:41	11:49	12:31	14:41	16:01	16:56	17:31	18:19	18:59	8:12	9:41	12:19	13:51	17:11	18:19		
7:57	8:15	9:44	11:52	12:34	14:44	16:04	16:59	17:34	18:22	19:02	8:15	9:44	12:22	13:54	17:14	18:22			
8:01	8:19	9:48	11:56	12:38	14:48	-	-	-	-	-	8:19	9:48	12:26	13:58	-	-			

【見直し内容】

- ①平日コミプラ発7:01の便を廃止
- ②土休日コミプラ発17:35の便を廃止
- ③土休日コミプラ発18:08の便をデマンドに変更
- ④全体を市営バスとの接続を考慮したダイヤに変更

新井・板倉線 時刻表 (案)

板倉コミュニティプラザ前行き

※網かけの便は予約を受けて運行するデマンド便です。

主な停留所	平日												土日祝及び8/15・16、12/29-1/3 (元日運休)						
	けいなん総合病院	-	8:20	10:15	12:17	14:00	-	16:12	17:01	17:45	-	-	-	8:20	10:15	12:28	-	-	-
新井バスターミナル	6:39	7:45	8:24	10:19	12:21	14:04	15:07	16:16	17:05	17:49	18:25	19:06	7:47	8:24	10:19	12:32	15:23	16:09	17:44
諏訪町	の 便 を 廃 止	7:48	8:27	10:22	12:24	14:07	15:10	16:19	17:08	17:52	18:28	19:09	7:50	8:27	10:22	12:35	15:26	の 便 を 廃 止	17:47
吉木		7:50	8:29	10:24	12:26	14:09	15:12	16:21	17:10	17:54	18:30	19:11	7:52	8:29	10:24	12:37	15:28		17:49
吉増		7:53	8:32	10:27	12:29	14:12	15:15	16:24	17:13	17:57	18:33	19:14	7:55	8:32	10:27	12:40	15:31		17:52
熊川		7:55	8:34	10:29	12:31	14:14	15:17	16:26	17:15	17:59	18:35	19:16	7:57	8:34	10:29	12:42	15:33		17:54
針		7:57	8:36	10:31	12:33	14:16	15:19	16:28	17:17	18:01	18:37	19:18	7:59	8:36	10:31	12:44	15:35		17:56
板倉コミュニティプラザ前		7:58	8:37	10:32	12:34	14:17	15:20	16:29	17:18	18:02	18:38	19:19	8:00	8:37	10:32	12:45	15:36		17:57
<u>上関田線へ乗換</u>	-	-	<u>10:34発</u>	<u>12:47発</u>	<u>14:55発</u>	-	<u>16:35発</u>	-	<u>18:15発</u>	-	-	-	-	-	<u>10:34発</u>	<u>12:47発</u>	-	-	<u>18:14発</u>
<u>山寺薬師・菰立線へ乗換</u>	-	-	<u>10:34発</u>	<u>12:55発</u>	<u>14:57発</u>	-	<u>16:38発</u>	-	<u>18:17発</u>	-	-	-	-	-	<u>10:33発</u>	<u>12:55発</u>	-	-	<u>18:15発</u>

【見直し内容】

- ①平日バスターミナル発6:39の便を廃止
- ②平日バスターミナル発18:25の便を新設
- ③土休日けいなん病院発16:09の便を廃止
- ④土休日バスターミナル発17:44の便をデマンドに変更
- ⑤全体を市営バスとの接続を考慮したダイヤに変更

令和2年12月18日

板倉区地域協議会委員 様

板倉区総合事務所長
(板倉区産業グループ)

板倉保養センターの営業日の変更について

日頃から、当市の観光行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、指定管理者からの申請に基づき、下記のとおり板倉保養センターの営業日を一部変更しましたので報告します。

記

1 変更期間

令和3年1月18日(月)～令和3年2月28日(日)

2 変更内容

営業日

【変更後】

日帰り入浴：毎週土、日曜日(午前10時～午後7時30分)

貸室：毎週土、日曜日(午前11時～午後3時)

宿泊：毎週土、日曜日の宿泊を受け入れる。

宴会：毎週土、日曜日

食堂：毎週土、日曜日

(昼) 午前11時～午後2時

(夜) 午後5時～午後7時30分

【変更前】

毎週火曜日を除く毎日

3 変更理由

- ・新型コロナウイルスの終息の見込めず、平日の入館者の動向が見えないため。
- ・営業日の変更によって経費の削減を行い、収支の改善を図るため。

4 周知方法

- ・館内の張り紙や施設のホームページで周知する。

【担当】 上越市板倉区総合事務所 産業グループ 近藤

TEL：0255-78-2141 (内線149)

FAX：0255-78-3984